

2020(令和2)年 No. **277** 5月臨時号

TEL.0422-49-3111 www.mitaka-s.jp 三鷹商工会 検索  
発行所:三鷹商工会 〒181-0013 三鷹市下連雀3-37-15 e-mail:mitaka@shokokai-tokyo.or.jp

行きます・聞きます・提案します!

**経営相談無料** 商工会は、事業者の方ならどなたでもご利用できます。経営指導員等が、商工会の窓口または企業を巡回して相談・指導にあたります。

## 三鷹商工会は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、 国・東京都の**給付金・助成金の申請を 無料でお手伝い**をします!

詳細は  
次ページ  
へ!

専用ダイヤル

# 0422-29-8630

10:00~16:00

・12:00~13:00を除く  
・土日祝を除く5月29日(金)まで  
※6月以降延長の可能性あり

ぜひ、商工会を  
**ご活用  
ください!**

事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況に置かれていると思います。三鷹商工会では、これから実施される「国や東京都の給付金や助成金」の申請がスムーズに行えるよう、お手伝いを致します。

今回の給付金・助成金は、下記の特徴があります。

1. 事業者自ら申請をする
  2. 基本、専用ホームページからWEBを通じて申請をする(郵送・窓口の受付もあり)
  3. ハローワーク等での手続きする際に、煩雑な書類作成が必要になる
- 三鷹商工会ではそれぞれの給付金・助成金の特徴に沿った申請のお手伝いを致します。

- ① 持続化給付金(国)と
- ② 感染拡大防止協力金(東京都)の申請

三鷹商工会が **できること**

1. 専用ホームページからWEBを通じての申請が基本となるため、必要情報の入力や必要書類等の準備のお手伝いを致します。
2. ②については郵送・持参での受付も出来るため、必要書類作成のお手伝いを致します。

- ③ 雇用調整助成金(国)と
- ④ 雇用環境整備促進事業(東京都)の申請

三鷹商工会が **できること**

1. 手続きが煩雑なため、スムーズな申請に向けて社会保険労務士をあっせんし、社会保険労務士を通じて申請(記載指導等)のお手伝いを致します。
2. 実績報告作成手続き等もお手伝いを致します。

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症による  
小学校休業等対応助成金の申請

三鷹商工会が **できること**

必要書類を準備し、学校等休業助成金・支援金受付センターに簡

易書留等で申請をするため、スムーズな申請に向けて社会保険労務士が専門家相談を通じて申請(記載指導等)のお手伝いを致します。

- ⑥ 日本政策金融公庫のコロナマル経融資と
- ⑦ 三鷹市融資あっせん制度について

1. 事業資金の借入を検討している。
2. どの融資を利用したらいいか、分からない、迷っている。

三鷹商工会が **できること**

三鷹商工会では、小規模事業者向けの融資で、3年間、利子補給等により実質無利子になる、無担保・無保証の「コロナマル経融資」やその他の融資制度の相談に対応しております。資金繰り改善に向け取り組む小規模事業者の皆様、まずはご相談ください。



### 岩崎会長より事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症という誰も経験したことのない困難に直面し、ありきたりのお見舞いの言葉では想いを伝えられません。このような状況こそ、商工会が事業所様に寄り添い、苦勞に共感し、抱えている課題解決にいかにか貢献できるのか、商工会の存在が問われていると感じています。どうぞ、商工会にご相談ください。役員及び職員一同、少しでもお力になるべく、お待ちしております。皆様のご健闘を祈念し、事態が落ち着いた暁には、笑顔で再会できることを願っています。

# 受ける事業者の皆様を応援します!

助成金、利用できる融資制度をご紹介します。

(記載事項は令和2年5月1日現在の情報です)

三鷹商工会ホームページが  
新しくなりました!  
最新情報をご覧ください



## ③ 雇用調整助成金

労働者に対する休業手当、賃金などの一部を助成。

給付額▶休業した際の休業手当の相当する額の4/5 (上限1日 8,330円) ⇒ (※)コロナ関連の特例で10/10

申請先: ハローワーク三鷹他

※緊急対応期間(4月1日から6月30日)で要件を満たした場合に限ります

申請の流れ: 休業等計画届提出 ⇒ 休業実施 ⇒ 支給申請 ⇒ 支給決定・振込 \*支給まで2ヵ月半程度要します。

受給日数: 1年100日

必要書類: 計画時 ①休業等実施計画届 ②雇用調整実施に関する各種書類

支給時 ③支給申請書 ④助成額算定書 ⑤各種雇用関係書類

## ④ 雇用環境整備促進事業

雇用調整助成金の支給決定を受けたら

給付額▶10万円

申請期間: 令和2年3月27日(金)から11月30日(月)まで

必要書類: 申請時 事業実施計画書兼申請書

実績報告時 雇用環境整備の取組内容及び実績報告書 ⇒ 実績報告後 ⇒ 1ヵ月後振込

## ⑤ 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金(休暇支援)

小学校等の臨時休業等により、子どもの世話をする労働者に有給休暇を取得させた事業主、または業務委託等契約した仕事ができなくなった個人向けに助成・支援。

給付額▶休暇中に支払った賃金相当額 (8,330円が日額上限) ×10/10

適用日: 令和2年2月27日~6月30日の間に取得した休暇

申請期間: 令和2年3月18日(金)から9月30日(水)まで

必要書類: 概算保険料申告書、労働者名簿、賃金台帳等

## ◆コロナ特貸(日本政策金融公庫融資制度)

借入限度額: 3,000万円(国民事業)

返済期間: 設備資金20年、運転資金15年(据え置き期間あり)

金利: 当初3年間基準金利から ▲0.9% (1.36%→(※)0.46%)、

4年目以降は基準金利 1.36%(令和2年5月1日現在) ※要件に該当する場合は利子補給あり

申込み先: 日本政策金融公庫 TEL: 0422-43-1151

## ⑦ 三鷹市による融資あっせん制度

詳細はP4をご参照ください。

## ◆【新型コロナ対応】(特定)不況対策緊急資金融資あっせん制度(東京信用保証協会の保証付融資)

あっせん限度額: 1,600万円

返済期間: 運転資金6年(据え置き期間あり) 金利: 0.35%

申込み先: 三鷹市生活環境部生活経済課 ⇒ 各金融機関へあっせん

TEL: 0422-45-1151(内線2544)

# 新型コロナウイルス感染症で影響を

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様を支援する、国や東京都の給付金や  
こんな時にこそ頼れる三鷹商工会です。ぜひ、ご利用ください!

## もらえる給付金・助成金

### ① 持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を国が支給。

**給付額**▶法人200万円、個人事業者100万円を上限（※ただし昨年1年間の売上からの減少分のみ）

**計算方法**：前年の総売上(総収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

**申請方法**：電子申請 **申請期間**：令和2年5月1日(金)から令和3年1月15日(金)まで

**給付方法**：申請後2週間程度で給付 ⇒ 銀行口座振込

**準備書類**：①2019年の確定申告書類の控え ②減収月の事業収入額を示した帳簿等  
 ③申請書本人名義の振込先口座の通帳  
 ④本人確認書類[運転免許証、(健康保険証+住民票)]等、法人は法人番号

### ② 感染拡大防止協力金

東京都が、施設の使用停止や営業時間の短縮への協力依頼に応じた都内中小企業及び個人事業主に協力金を支給。

**給付額**▶50万円（2店舗以上有する事業者は100万円）

**申請方法**：専用ホームページから申請(郵送での申請もできます) ⇒ 5月中旬から支給予定

**申請期間**：令和2年4月22日(水)から6月15日(月)まで

**必要書類**：①協力金申請書 ホームページから取得、法人は法人番号が必要  
 ②本人確認書類(写)、運転免許証等(法人の場合は代表者)  
 ③確定申告書類(写)、営業許可証(写)等  
 ④休業状況の証拠書類 期間を告知するHPや店頭貼り紙等の写し ⇒ (商工会に雛形がございます)  
 ⑤誓約書 ホームページから取得 ⑥支払金口座振替依頼書 ホームページから取得

## 利用できる融資制度

### ⑥ 日本政策金融公庫による融資制度

◆コロナマル経融資(無担保・無保証)

**借入条件**：最近1カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

**借入限度額**：1,000万円

**返済期間**：設備資金10年、運転資金7年(据え置き期間あり)

**金利**：当初3年間基準金利から ▲0.9% (1.21% → (※)0.31%)、

※令和2年度補正予算成立により3年間は実質無利子となりました。

4年目以降は基準金利 1.21% (令和2年5月1日現在)

**申込み先**：三鷹商工会 ⇒ 日本政策金融公庫



## 三鷹市からののお知らせ

## 三鷹市の相談窓口もご利用ください

## ▶▶ 宅配、テイクアウトサービスを提供しているお店を紹介

三鷹市では三鷹商工会・まちづくり三鷹と連携し、宅配やテイクアウトサービスを提供している飲食店等を紹介しています。5月中に「三鷹弁当マップ(パンフレット版)」を市民の皆様へ全戸配付します。なお、店舗の一覧は三鷹商工会が作成している「三鷹弁当マップ(WEB版)」で随時ご覧いただけます。また、以下のQRコードや申込用紙より、新たな店舗のご登録もいただけます。

## ・三鷹弁当マップ(WEB版)

<https://mitaka-bento-map.glideapp.io/>



## ・WEB版申し込み方法

Googleフォームからエントリーをお願いします。

<https://forms.gle/4WRhHKL4eus3giYp7/>



問い合わせ: 宅配・テイクアウトサービス実施飲食店広報紙に関すること▶三鷹市生活経済課 TEL:0422-45-1151 内線2541  
三鷹弁当マップに関すること▶三鷹商工会 TEL:0422-49-3111

## ▶▶ 【新型コロナ対応】不況対策緊急資金、特定不況対策緊急資金

(P2「三鷹市による融資あっせん制度」の詳細説明)

4月1日から令和3年3月31日まで、既存の市の融資あっせん制度を使いやすく、下記の通り一部拡充しています。各種ご案内や申請書等の必要書類は三鷹市ホームページをご覧ください。

問い合わせ: 三鷹市生活経済課 TEL:0422-45-1151 内線2544

HP: <https://www.city.mitaka.lg.jp/>

(トップページ→事業者向け情報→中小企業向け各種融資・支援制度)

貸付限度額	1,600万円(既存制度との合計額)
利率	本人負担 年利0.35%
信用保証料	全額補助
返済期間	6年(据え置き12カ月)以内
基本要件	次のすべてに該当する中小企業者の方 1.市内に引き続き1年以上住所を有する (1) 個人事業主: 市内に引き続き1年以上住所を有する (2) 法人のかた: 市内に引き続き1年以上本店所在地を有する 2.市内または近隣地域(武蔵野・調布・小金井・府中・世田谷・杉並)に事業所があり、同一事業を引き続き1年以上営んでいる 3.市民税・法人市民税を滞納していない 4.連帯保証人は、個人事業主の場合は信用保証協会の保証を利用、法人の場合は信用保証協会及び原則として当該法人の代表者の個人保証とする 5.東京信用保証協会の保証対象業種である 6.事業に必要な許認可などを受けている (許認可などが必要な事業の場合)
売上減少の比較期間	最近1カ月の実績額または最近1カ月の実績+今後2カ月の売上見込と過去の同期の比較
売上減少幅	減少(割合は不問)
取扱金融機関	みずほ銀行三鷹支店他全14件

## その他の助成金制度・相談窓口など

## ▶▶ 業態転換支援事業

都内中小飲食事業者が、新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を行うことにより、売り上げを確保する取り組みに対し、経費の一部を助成▶助成限度額:100万円(助成率4/5以内)▶問合わせ:(公財)東京都中小企業振興公社 事業戦略部経営戦略課 業態転換担当 TEL:03-5822-7232(平日午前9時~午後4時30分)▶HP:(公財)東京都中小企業振興公社 <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyoo/conversion.html>

## ▶▶ テレワークに関する様々な相談窓口

問合わせ:テレワーク相談センター(厚生労働省)

TEL: 0120-91-6479

## ▶▶ 特別労働相談窓口

事業主の労務管理、労働者の賃金等労働条件に関する相談など

問合わせ:東京労働局総合労働相談コーナー

TEL: 03-3512-1608 (土・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時)

国や都の支援事業については、下記から検索・ご確認いただけます

## ▶▶ 経済産業省のコロナウイルス対応策

持続化給付金、支援策パンフレット、資金繰り支援(貸付・保証)、新型コロナウイルス対策補助事業、中小企業・小規模企業の相談窓口、個人事業主・フリーランス支援等

🔍 経済産業省 新型コロナ 🔍 検索

## ▶▶ 厚生労働省のコロナウイルス対応雇用関連助成金

雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金・支援金、働き方改革推進支援助成金(テレワークコース、職場意識改善特例コース)、特別労働相談窓口等

🔍 厚生労働省 新型コロナ 🔍 検索

## ▶▶ 東京都のコロナウイルス対応策

東京都感染拡大防止協力金、業態転換支援事業、緊急資金・緊急借換、専門家派遣、中小企業従業員融資、休業等支援事業(専門家派遣)、事業継続緊急対策(テレワーク助成金)、中小企業等特別相談窓口等

🔍 東京都 新型コロナ 企業の皆様 🔍 検索

## 三鷹商工会からののお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、関係者および来場者の健康・安全を第一に考慮し、以下のように決定いたしました。

- ◆5月21日(木) 三鷹商工会 第60回総代会・部会総会 中止  
(書面決議にて実施)
- ◆7月18日(土)・19日(日) 第43回 みたか商工まつり 中止
- ◆8月29日(土)・30日(日) 第53回 三鷹阿波おどり 中止